

# 株式会社リクルート様SES契約 カーボンフットプリント算定報告書

2026年3月31日



# 算定の概要

## 算定対象

2025年7月1日～9月30日に株式会社リクルート（以下「委託者」という）が株式会社NTTデータに委託したSES契約「各種管理システムの維持保守・エンハンス開発（S6606109414-001）」、「顧客営業施策に伴うエンハンス対応（S6607113551-001）」、及び「システム刷新プロジェクト対応（S6606108186-001）」を算定対象とする。

委託業務内容は下記の通り。

アプリ開発業務／セキュリティ対応／維持管理業務支援／メンテ業務支援／運用支援／要件定義業務支援

## 算定の目的

これまで、金額×原単位で算定されることが一般的だったSES契約に関するカーボンフットプリントを、実際の排出量の積上げにより算定することで精緻化を図り、将来的な排出量削減につなげる。

## 算定の方針

日本環境倶楽部が作成した「ソフトウェアに関するカーボンフットプリントの製品別算定ルール」を参照した。SES契約に関連するGHG排出量のうち、委託者が別途実施するGHGプロトコルに準拠もしくは参照した排出量開示において算定対象となるプロセスについては本算定報告書の算定対象外とする。

# 算定にあたっての前提条件

## 算定対象・算定対象外のプロセス

算定対象・算定対象外のプロセスは表1のとおり。（日本環境倶楽部が作成した「ソフトウェアに関するカーボンフットプリントの製品別算定ルール Version 1.1」を参照してプロセスを決定した。）

ライフサイクルステージについては、原材料の調達～廃棄・リサイクルという一般的なライフサイクルステージの区分に切り分けられないため、独自のライフサイクルステージを設定した。

## 対象業務の内容

対象業務はすべてリモート（作業者の自宅）で行われ、作業は委託者から貸与されたPCで実施された。作業者は自宅のPCから開発環境、商用環境にリモート接続し、各種業務を実施した。

開発環境・商用環境のサーバーや各種ハードウェアはすべて委託者が調達/構築したものを利用した。

対象業務に関して、作業者の出張・出張はなかった。

表1 算定対象のプロセス一覧

ライフサイクルのステージ	プロセス	対象	対象外の理由
環境構築 業務を遂行する環境（サーバー/PC/ソフトウェアなど）を構築する	開発・試験ツールの生産（購入の場合）		※
	開発・試験ツールの通信による生産サイトへの輸送		※
	開発用機器の生産	○	
	開発用機器の輸送・廃棄	○	
業務遂行 各種委託業務を遂行する	生産サイトでのエネルギー使用：電力、燃料、熱	○	
	データセンタ・クラウドの利用：サーバ類の電力使用、建物利用における空調・照明のエネルギー使用		※
	生産サイト（リモート（在宅勤務等））の空調・照明等のエネルギー使用	○	
	通勤	○	
	出張	○	
	通信ネットワーク利用（サイト間のネットワーク。同一サイト内のネットワークは除く。）	○	
	通信ネットワーク利用（同一サイト内のネットワーク）	○	

※委託者が別途実施するGHGプロトコルに準拠もしくは参照した排出量の開示において算定対象であるため

# 算定結果

## 算定結果

2.37 t-CO2eq★  
(第三者保証実施)

内訳は表2のとおり。カットオフは実施していない。

## 算定における課題

温室効果ガス排出量の定量化は、活動量データの測定、及び排出係数の決定に関する不確実性並びに地球温暖化係数の決定に関する科学的な不確実性にさらされている。

算定に当たっては以下のような課題があり、実態より過大計算となっている可能性がある。

- 作業員全員の作業環境条件（照明、空調、モニタ/周辺機器の種類/台数、等）、通信量をすべて正確に把握することは困難であるため、代表的なシナリオ（モニタの消費電力を代表的な数字で固定する、Wi-Fiルータの利用を一人1台と仮定する、等）での算定を実施した。
- PC利用による排出量を算定するにあたり、PC利用時間の間、常に定格電力を消費しているとして推定を実施した。

表2 プロセスごとの排出量

ライフサイクルのステージ	プロセス	概要	GHG排出量 (t-CO2eq)
環境構築 業務を遂行する環境（サーバー/PC/ソフトウェアなど）を構築する	開発用機器の生産	PC・サーバー等は委託者が調達したもので、委託者が別途実施するGHGプロトコルに準拠もしくは参照した排出量開示において算定対象であるため対象外。自宅で使うモニタ、通信機器のみを対象とした。	0.12
	開発用機器の輸送・廃棄	同上	0.00
業務遂行 各種委託業務を遂行する	生産サイトでのエネルギー使用：電力、燃料、熱	PC・モニタの定格電力から消費電力を推定し、工数と排出係数を乗じて排出量を算定した。	0.24
	生産サイト（リモート（在宅勤務等））の空調・照明等のエネルギー使用	一般的な空調・照明・通信機器の消費電力※1を推定し、工数と排出係数を乗じて排出量を算定した。	1.32
	通勤	フルリモートの作業であったためゼロ	-
	出張	出張はなかったためゼロ	-
	通信ネットワーク利用（サイト間のネットワーク。同一サイト内のネットワークは除く。）	リモートデスクトップ接続、ウェブ会議等、主な通信の実態を踏まえ、通信種類ごとの通信量※2と工数から総通信量を推定し、排出係数を乗じて排出量を算定した。	0.69
	通信ネットワーク利用（同一サイト内のネットワーク）	フルリモートの作業であったためゼロ	-

※1 空調・照明・通信機器の消費電力：資源エネルギー庁省エネ型製品情報サイトの数値を使用。空調・照明については量数を設定し、平均値を使用  
※2 通信種類ごとの通信量：情報サービス提供企業の公表する見積値と当社の経験に基づいて設定

# 算定方法に関する補足事項

## 対象のGHGとGWP

原則は日本環境倶楽部が作成した「ソフトウェアに関するカーボンフットプリントの製品別算定ルール」に従うが、算定に使用した排出係数により対象となるGHGとGWPが一部異なる場合がある。排出係数は以下のとおりである。

- サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース (Ver3.5)
- 環境省 温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度における電気事業者別排出係数一覧（令和8年提出用）
- 経団連 カーボンニュートラル行動計画 2024年度フォローアップ結果 個別業種編

## 独立業務実施者の限定的保証報告書

2026年3月30日

株式会社NTTデータグループ  
代表取締役 佐々木 裕 殿

KPMGあずさサステナビリティ株式会社

東京事務所

業務責任者 家弓 新之助

### 結論

当社は、株式会社NTTデータグループ（以下「会社」という。）のSES契約カーボンフットプリント算定報告書（以下「算定報告書」という。）に含まれる2025年7月1日から2025年9月30日までの期間の★マークの付されている環境パフォーマンス指標（以下「主題情報」という。）が、算定報告書に記載されている会社が定めた主題情報の作成規準（以下「会社の定める規準」という。）に準拠して作成されているかどうかについて限定的保証業務を実施した。

実施した手続及び入手した証拠に基づいて、主題情報が会社の定める規準に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 結論の根拠

当社は、国際監査・保証基準審議会（IAASB）が公表した国際保証業務基準（ISAE）3000（改訂）「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」に準拠して業務を実施した。同基準における当社の責任は、本報告書の「業務実施者の責任」に記載されている。

当社は、国際会計士倫理基準審議会（IESBA）が公表した「職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）」に定められる独立性及びその他職業倫理に関する規定に準拠している。

当社は、IAASBが公表した国際品質マネジメント基準（ISQM）第1号「財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務を行う事務所の品質マネジメント」を適用している。同基準は、職業倫理に関する規定、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針又は手続を含む品質管理システムを整備及び運用することを事務所に対して要求している。

当社は、結論の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

当社の主題情報に対する結論の対象には、主題情報及びその保証報告書以外の情報（以下「その他の記載内容」という。）は含まれない。当社はその他の記載内容を通読したが、追加的な手続は実施していない。また、当社はその他の記載内容に対して結論を表明するものではない。

### 利用の制限

会社の定める規準は、会社及び株式会社NTTデータ（以下「特定の当事者」という。）のみが利用可能な規準である。そのため、算定報告書は上記の特定の当事者以外の者には適切ではない可能性があり、当社の報告書は特定の当事者以外の者が利用することを意図しておらず、また利用すべきではない。

当該事項は当社の結論に影響を及ぼすものではない。

### 主題情報に責任を負う者の責任

会社の経営者は、以下に対する責任を有する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない主題情報の作成に関連する内部統制を整備及び運用すること
- 主題情報の作成に適合する規準を選択又は策定し、使用した規準を適切に参照又は説明すること
- 会社の定める規準に準拠して主題情報を作成すること

### 主題情報の測定又は評価における固有の限界

算定報告書に記載されているように、温室効果ガス排出量の定量化は、活動量データの測定、及び排出係数の決定に関する不確実性並びに地球温暖化係数の決定に関する科学的な不確実性にさらされている。

したがって、経営者が、許容可能な範囲で異なる測定方法、活動量、排出係数、仮定を選択した場合、報告される値が重要な程度に異なる可能性がある。

### 業務実施者の責任

業務実施者は、以下に対する責任を有する。

- 主題情報に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて限定的保証を得るために業務を計画し実施すること
- 実施した手続及び入手した証拠に基づき、独立の立場から結論を形成すること
- 経営者に対して結論を報告すること

当社は、業務の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行使し、職業的専門家としての懐疑心を保持した。当社は、主題情報に関して結論の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手するための手続を立案し、実施した。選択した手続は、主題情報及びその他業務環境に関する当社の理解と、重要な虚偽表示が生じやすい領域の検討に基づいている。業務を実施するに当たり、当社は主に以下の手続を行った。

- 主題情報の作成に適用される規準の妥当性の評価
- 会社の担当者に対する、主題情報の作成に関連する主要なプロセス、システム、及び内部統制についての質問
- 分析的手続（傾向分析を含む）の実施
- 重要な虚偽表示リスクの識別・評価
- 見積りのプロセス、及び利用されたデータ、見積りの方法及び仮定の評価
- 主題情報に含まれる数値情報についてサンプルベースによる再計算の実施
- 抽出したサンプルに関する入手した証憑との突合
- 主題情報が会社の定める規準に従って表示されているかどうかの評価

限定的保証業務で実施される手続の種類と時期には幅があり、合理的保証業務に比べて手続の範囲が限定されている。したがって、限定的保証業務で得られる保証の水準は、合理的保証業務が実施されていれば得られたであろう保証水準よりも低い。

以上

上記は保証報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社及びKPMGあずさサステナビリティ株式会社がそれぞれ別途保管しています。